

教育委員会の承認により、個人名での配布は  
学校当局では不可。配布不可

佃島小学校PTA会員各位

発：平成18年5月16日  
平成18年度PTA会長候補  
大塚 恵太

## 平成18年度PTA役員選出及び総会議決の経緯について

平成18年5月12日(金)のPTA総会におきまして、私以下平成18年度PTA役員の承認が否決されるという事態が生じました。この件に関し、さまざまな憶測が流れておりますが、私以下役員候補者の名誉を守るため、このような事態になった経緯等を報告させていただきます。尚、この文章はPTAで配布されたものではなく、学校当局より校長の許可の下に配布されたものです。

### [役員候補者選定までの経緯]

この経緯は、会長就任を依頼された際に選出委員より確認したものです。

1. 1月の第1回選出委員会で、H17年M会長を次期会長候補と内定、会則17条により、H17年M会長同席で、他の役員の選出作業開始。当時の役員のうち希望者全員の再任を内定。
2. 数名の役員候補の選出のため、2月3日、H17年M会長名で、「守秘義務」を明記した「PTA次期役員候補者推薦のお願い」を配付。締め切りの2月9日、H17年M会長同席の元で開封し、被推薦者への役員就任依頼を開始する。
3. 2月下旬、会員より提出された推薦書の内容をH17年M会長がPTA連合会にて口外。3月1日、口外された推薦者より質問状(抗議)が選出委員会に提出された。3月3日の選出委員会にて、H17年M会長は次期PTA会長に就任しないことを選択した。選出委員会は3月7日、この事態を役員に説明し、H17年M会長に副会長就任を要請し、内定済みの役員の中から会長候補を選出する方針を説明し合意を得た。
4. 3月中旬、3.の合意にも係わらず、A副会長からH17年M会長を会長候補に戻すよう申し入れがあり、口外された推薦者への謝罪の場を設けるが、H17年M会長が謝罪せず物別れに終わる。その場で、同席したA副会長より、全役員の総意として「H17年M会長が、会長候補に再任されない場合には、他の役員候補の内定の取消」が申し入れられる。
5. 口頭での申し入れだったので、全役員候補者に、「H17年M会長を会長候補として選任しない場合」の意思確認の文書を配布するが、一人も回答せず。但し、「現全役員を代表して」A副会長より、メールにて質問が有り、H17年M会長を会長候補に選出しない場合は、会則17条により新たな会長候

補を選出し、役員にも必要であるならば再要請をしてほしいとの申し出を確認した。

6. A副会長からは3月17日と24日に「脅し」と受け取れるようなメールが選出委員長に送られていた。
7. 3月末に選出委員会にて、やはり情報管理の点で責任を持って選出できないと判断し、H17年M会長を会長候補として再選出しないことを決定・連絡したが納得してもらえず、選出委員のN先生が海外転勤のため校長先生に相談した。校長先生の要請で、H17年M会長が選出委員会に対して真実を述べ謝罪する場を設定し、その上で全て白紙に戻し、会長候補の選出からやり直すことになった。
8. A副会長の介入が、他校PTA会長の指示であったことをA副会長が表明した。他校からの干渉を甘受せず、佃島小学校PTAの独立性を守り、一方、子供を取り巻く環境の悪化を考え、お父さんに多く入ってもらいPTA活動に参加してもらおう役員会を組織することを決定。
9. H17年M会長に電話で報告し了解を得た。
10. 4月10日、妻が役員に推薦されていたため、私に会長候補の打診があり、応諾した。
11. その後、会則17条に則り、海外出張中の私に代わり、代理人（副会長候補者）が選出委員会に同席し、他の役員候補を選出した。

#### [PTA 総会での経緯]

議論になった焦点は、「H17年M会長に、社会的地位のある方から推薦状が提出されたので政治的・宗教的圧力がかかったと感じ、圧力をかけた人物と同等の地位である区議に相談するために、口外したのが、どうして悪いのか」という点であった。H17年M会長は、政治的・宗教的圧力がかかったということは、これまでの選出委員会、運営委員会でも全く報告・議論になっておらず、12日の総会時に唐突に出てきたことであり、社会的地位のある方からの推薦状の提出がどうして政治的・宗教的圧力と感じたのか全く不明のまま、あたかも、政治的・宗教的圧力があったという前提で議論が進められました。

新役員選出承認議案において、拍手にての承認にいたらず、起立による賛否をとり、多数決によって承認・不承認の決定を行うことになりました。

採決の結果 承認：42名 不承認：45名

であったと記憶しております。ただし、不承認に起立された方の中で、議決権を有する会員ではないと推定される顧問・相談役3名が含まれており、また、

議決権を有しない旧 6 年生の父母も参加しており、この会での議決権総数がいくつあるかどうかという基本的な確認作業がなされないまま、票決という事態に至りました。また、会議開始時には、出席者 79 名と言うことでしたが、採決時に議決権のある現実の出席者の確認は行われませんでした。

さらに、委任状が、議長に委任：248 票、H17 年 M 会長に委任：14 票、M 氏に委任：1 票、T 氏に委任：1 票が存在し、個人への委任と言う理由で、H17 年 M 会長、T 氏への委任状のみ票決に加えるということになり、不承認を決定するという事態となりました。不承認決定へのプロセスはアンフェアなものであり、大変遺憾であると思います。そもそも、今回の事態は、

- (1) H17 年 M 会長自身の不始末により、会長選出を自ら辞退され、それに伴い、役員全員が選出を自ら辞退するという事態を招き、選出委員及び新役員候補に多大な迷惑を掛けた。にもかかわらず、新役員承認に反対している。なお、一部の旧役員は、再要請されたにも係わらず辞退した上で、暫定役員に就任している。
- (2) 新役員の承認議案は平成 17 年度役員提出の議案であるにもかかわらず、平成 17 年度役員は自ら提出した議案を承認することに反対している。

ということであり、社会的な道義に大きく反する行動です。

#### [今後]

平成 18 年 5 月 12 日の PTA 総会において、本校校長より、「不承認を受けて、新役員の選出にあたり、選定委員には教師は参加できない」との表明がなされました。これにより、会則 16 条を変更しなければなりません。また、教師の参加しない選出委員会によって選ばれた役員が運営する組織を、PTA と称するわけにはいきません。よって、1 条の変更(名称変更)も必要になります。さらに、18 年度事業計画及び予算は承認されておりませんので、PTA としての事業は行えず、当然、PTA 会計から支出することも認められませんので、会則改正後新役員が選出され、臨時総会を開催し承認を受けるまで、旧役員が暫定役員に就任したとしても、実質的に、全ての PTA 活動は休止されます。

#### [その他]

当方の居住区(リバーシティ 21 イーストタワーズⅡ)において、平成 18 年 5 月 8 日より、毎朝の集団登校が停止されております。これに関し、大塚が子供の塾通いを理由に集団登校をやめさせた、という明白なデマが流されました。集団登校の再開の申し入れと、停止している理由の調査を、文書にて校長に申

し入れました。これは、私個人の名誉にかかわることなので、最後に付け加えました。

平成 18 年度 PTA 新役員候補者は、政党的・宗教的・営利的な目的ではなく集まっていた方ばかりでした。

しかしながら、総会資料に役員案として氏名を記載され、提案されたにもかかわらず、それを作成した当事者である前年度役員から反対され否決されるという事態が発生し、著しく名誉を傷つけられてしまいました。

私も、平成 18 年度 PTA 会長候補者として選出委員会とともに、副会長以下新役員候補者の選出に携ったものとして、大変申し訳なく思っております。

佃島小父兄の皆様におきましては、「佃小の児童のためになるなら」と快く引き受けていただいた平成 18 年度 PTA 新役員候補者の方々の「好意」に対し、是非ともご理解いただきたくお願い申し上げます。

また、選出委員会の方々においても、大変な重圧と苦労の中、独立性を守り、屈することなく佃小 PTA のために新役員選出に尽力いただきましたこと、ここに改めて感謝と、敬意を表明します。

この文章をもって、平成 18 年度 PTA 新役員候補者の名誉回復を、強く希望いたします。

以上